

第5次京都府食の安心・安全行動計画における数値目標(一覧)

第5次計画	5次		具体的な取組	現状 2017 (H29)	2019 (H31)	2020 (H32)	目標 2021 (H33)	数値目標の考え方
	5次	4次						
(1) 安心・安全な食品を提供する事業者の育成	①	①	HACCP、食品表示推進検討会の設置・開催(回/年)	—	4	4	4	食品業界団体等との検討会を四半期に1回開催します
	②	②	業種別の食品関連事業者向けHACCP研修会の開催(回/年)	25	25	25	府内の保健所で計25回/年を2カ年間実施します	
	③	④	業種別の食品関連事業者向け食品表示講習会、相談会の開催(回/年)	6	20	20	20	府内5か所(4広域振興局単位と京都乙訓の地域。以下同じ)での食品表示講習会に加え、相談会や出前講座を実施します
	④	④⑥	食品関連事業者内の食品表示指導者設置による自社内自主チェックの仕組み作り(登録人数)	64	80	90	100	毎年10名程度を新規養成し、100名の登録を目指します
	⑤	⑤	6次産業化に取り組む生産者向け食の安全マネジメント研修会の開催(回/年)	—	5	5	5	府内5か所で開催します
	⑥	⑦	農業講習会の開催(回/年)	6	6	6	6	府内5か所での農業講習会と農業管理指導士向け講習会を開催します
	⑦	③⑨	農業管理指導士の養成(登録人数)	820	850	875	900	毎年25名程度を新規養成し、登録人数を現状から1割拡大します
	⑧	③⑧	自主的な残留農薬分析(検体/年)	40	40	40	40	自主的な検査を毎年計画的、継続的に実施します(農業団体の自主検査分)
	⑨	⑨	食品トレーサビリティに関する研修会の開催(回/年)	—	5	5	5	府内5か所で開催します
(2) 持続可能な農業の推進と食料の安定供給	⑩	④④	環境にやさしい農業の取組(エコファーマーの認定件数)の拡大(件)	1559	1670	1740	1800	毎年60件ずつの新規認定を拡大し、H31年度に累計1800件とします
	⑪	⑪	農業者向けGAP実践に係る研修会の開催(回/年)	3	10	10	10	府内全域を対象とした研修会を4回、農業改良普及センター5地域で各1回。また、畜産農家を対象とした研修会を1回開催します
	⑫	③⑥ ④⑦	第三者認証GAP取得件数(件)	16	36	46	50	自らの経営判断としてGAP認証を目指す農業者の新規認証取得を2020年オリパラ開催まで毎年10件支援し、H31年度に累計50件とします
	⑬	⑬	気象変動等にも対応した安心安全な府内産農林水産物の安定供給のための研究の実施(延べ件数)	4	5	6	7	気候変動に対応するための試験研究を継続して実施し、3年間で7テーマに取組みます
(3) 誰もが安心して食事ができる環境の整備	⑭	⑭	食に携わるボランティア向けの食の安心・安全講習会の開催(回/年)	—	5	5	5	府内5か所で開催します
	⑮	⑮	インバウンド等の食のおもてなし研修会の開催(回/年)	4	5	5	5	府内5か所でムスリム対応やベジタリアン対応の研修会を開催します。
	⑯	⑯	食物アレルギーのある児童・生徒への個別取組プランの作成率(%)	90	93	96	100	府が推奨するマニュアルに基づく個別プランを作成します
	⑰	⑯ ⑲	きょうと 健康 おもてなし 食の健康づくり応援店(登録店舗数)	458	800	800	800	飲食店の2.5%(⑲32,698店)の登録を目指します
(4) 緊急時の食の安心・安全確保のための対応力の向上	⑱	⑱	緊急時の食に関する対応研修会の開催(回/年)	—	5	5	5	府内5か所で開催します
(5) 生産現場等の監視、指導	⑲	⑲	農業使用者に対する使用指導(回/年)	175	200	200	200	府内5地域(4広域振興局+京都乙訓の地域)で毎年40回程度ずつ実施します
	⑳	⑲ ⑳ ㉑	全畜産農家に対する動物用医薬品等の適正使用指導率(%/年)	100	100	100	100	全ての畜産農家(⑲984戸)に対して動物用医薬品の適正使用等について、年1回以上指導します
	㉑	⑲ ⑳ ㉑	全水産養殖業者に対する動物用医薬品等の適正使用指導率(%/年)	100	100	100	100	全ての水産養殖業者(⑳25給餌養殖事業者)に対して動物用医薬品の適正使用等について、年1回以上指導します
	㉒	㉒	農業販売店への巡回調査の実施(件/年)	199	250	250	250	4年で全ての販売店を巡回します
	㉓	㉓	肥料生産業者への立入調査(件/年)	6	10	10	10	毎年肥料生産業者の10%を調査します
	㉔	㉔	飼料等製造業者、販売業者への立入調査(件/年)	11	13	13	13	8年(法に基づく取引記録の保存年限)で全ての飼料業者(102業者)を調査します

1 新たな法制度に適應できる食品関連事業者等の育成

第5次計画		5次		具体的な取組	現状 2017 (H29)	2019 (H31)	2020 (H32)	目標 2021 (H33)	数値目標の考え方
		5次	4次						
(6) 流通段階の監視、指導	②⑤	③②		食品表示における科学的検査の実施(検体/年)	40	40	40	40	4品目を各10検体ずつ計画的に検査します
	②⑥	③③		食品表示巡回指導の実施(店舗数/年)	280	300	300	300	4広域振興局単位+乙訓の地域で60店舗程度ずつ巡回します
	②⑦	③⑩		食品衛生監視機動班による食品営業施設の監視指導(件/年)	42	40	40	40	大規模広域流通食品製造施設に対して、保健所の食品衛生監視員が機動班として計画的(南部20、中部10、北部10)に立入ります。
	②⑧	③⑪		食品衛生法に基づく食品等の収去検査の実施(検体/年)	750	750	750	750	残留農薬、添加物などの項目について計画的に検査します
	②⑨	③⑫		野生鳥獣肉を取り扱う食肉処理施設の監視指導率(%/年)	—	100	100	100	当該施設(約15施設)を年1回以上監視します
2 食の信頼感向上に向けた情報の提供と 府民の食に関する選択力向上	(1) 府民と食品関連事業者の 交流による相互理解の促進	③⑩	⑤	きょうと食の安心・安全フォーラムの開催(回/年)	1	1	1	1	食品関連事業者、消費者団体、行政が一体となり毎年1回開催します
		③⑪	⑧	府民、食品関連事業者等との交流、意見交換(回/年)	5	5	5	5	府内5か所で開催します
		③⑫	⑨	府の施策、取組に関する消費者団体との意見交換会の開催(回/年)	5	5	5	5	四半期に1回程度開催します
		③⑬	⑩	食の安心・安全協働サポータースキルアップ研修会の開催(回/年)	5	5	5	5	府内5か所で開催します
		③⑭	⑪	学生等による食の安心・安全ヤングサポーター(仮称)の養成(延人数)	—	30	60	100	毎年計画的に養成します
	(2) 府民の食に関する学習環境 の充実	③⑮	⑫	食の府民大学の講座の拡大(講座総数)	29	50	55	60	毎年5講座程度を新規開講し、60講座をめざします
		③⑯	⑬	リスクコミュニケーションの開催(回/年)	16	20	20	20	府民が関心のあるテーマについて、府内各地で開催します
		③⑰	⑭	府ホームページ等において、府の施策・取組を分かりやすく紹介(回/年)	12	12	12	12	毎月1回情報発信します
		③⑱	⑮	様々な媒体を活用した適切な食情報の発信(回/年)	—	24	24	24	フェイスブック等のSNSツールを活用し毎月2回情報発信します
	(3) 京都ならではの食文化の 継承と食を大切にす意識 の向上	③⑲	⑯	きょうと食いく先生による食文化伝承授業の実施(回/年)	27	40	45	50	府内各地で、計画的に増やします
		④⑰	⑰	食育実践優良事例の紹介、普及活動の実施(回/年)	4	6	8	10	事例集や各種講習会を通じた優良事例の紹介・普及活動を、計画的に増やしていきます
		④⑱	⑱	食べ残しゼロ推進店舗(飲食店版)の認定拡大(店舗数)	16	200	300	380	対象となる飲食店の10%の認定を目指します
		④⑲	⑲	食べ残しゼロ推進店舗(食品小売店版)の認定(店舗数)	—	100	150	200	対象となる食品小売店の10%の認定を目指します
		④⑲	⑲	食育宣言を行い、健全な食生活をおくる府民(延人数)	4228	8000	10000	12000	毎年2,000名の宣言者を確保し、健全な食生活を送る府民を計画的に増やしていきます